

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○永岡委員長 次に、太田和美君。

○太田（和）委員 民主党の太田和美でございます。

本日質問の機会を賜りましたことに、まず感謝をいたします。

本日は、独立行政法人日本学生支援機構法改正案について質問をさせていただきたいと思っております。我が国は、世界でも珍しい給付型奨学金がない国でありますけれども、本改正により、機構の業務に学資の支給が追加され、給付型奨学金制度が開始されます。今まで貸与型しかなく、まるで貸金業者との声もあつた日本の奨学金制度でありますけれども、給付型の奨学金制度ができることは前進であると評価をさせていただきたいと思っております。

しかし、大臣、これはあくまでもスタートラインにすぎません。給付対象者や金額が余りにも小

規模であり、貸与から給付への流れにはまだまだほど遠いということを御指摘させていただきたいと思っております。

政府は、実施のことは、十五億円の予算で給付対象者を約二千八百人、本格実施の来年は、七十億円の基金を積んで対象者を約二万人としています。一学年二万人という対象者数は、これは二〇一五年のデータでありますけれども、大学、短大進学者の三・四％であり、専門学校進学者を加えますと全体のわずか二・六％にしすぎません。

これをほかの諸外国とちよつと比べてみますと、アメリカは、全学生数の三五％の八百二十万人が給付型奨学金受給者であります。ドイツでは全学生数の二七％、六十七万人です。フランスでは全学生数の三五％で、受給者は四十七万人です。また、韓国では全学生数の三六％で、受給者数は百三十万人というふうにデータがございます。我が国は世界と比べて余りにも小規模で、グローバル基準と乖離しているのではないかと言えます。

文部科学省の検討チームの議論のまとめには、給付規模については、経済的に困難な状況にある子供たちの進学を後押しするとの政策目標を実現するよう、十分な規模を確保する必要がある、このように指摘されております。

そこで、大臣にお伺いをさせていただきたいんですけれども、大臣にとりまして、十分な規模とはどのぐらいの給付対象者とお考えなのでしょう。か。お答えをいただけたらと思います。

○松野国務大臣 お答えをいたします。今、太田委員の方から御紹介をいただいたパー

センテージは、全進学者に対しての二万人という数字をお示しいただいたものと思います。

今回のこの制度の設計に当たりましては、より経済的に厳しい世帯の生徒の進学を後押しする観点ということでございまして、この観点からいいますと、現在、小中高等学校で行われている給付型支援制度で基準として広く用いられている住民税非課税世帯を対象とすることとしたものであります。

住民税非課税世帯の進学者数というのは、今約六・一万人というふうに承知をしております。その中において、学力、資質において給付型奨学金を支給するにふさわしい学生を対象とすることとして、二万人ということを対象にさせていただいたということでございます。

○太田（和）委員 大臣、二万人が十分な数字というわけではないと思えます。

今大臣からお話ございましたように、この法案では、給付対象者を住民税非課税世帯の生徒たちというふうにしています。

文部科学省の推計では、住民税非課税世帯の中で、大学等の進学者は年間約六・一万人いるとされています。内訳は、児童養護施設退所者や里親出身者が約二千人、生活保護世帯が約一・五万人、住民税非課税世帯が約十四・二万人で、合計で高校生一学年当たり住民税非課税世帯の生徒数は約十五・九万人いるということです。そのうちの約六・一万人程度が大学等に今進学しているということでございます。

しかし、国の調査では、内閣府の子供の貧困対

策の実施状況という調査でありますけれども、高校生の大学、短大への進学率、現在は全体で五一・八％です。これが、生活保護世帯に属する子供の大学進学率で見ると、全体の半数以下の二〇％になります。専修学校についても、全体が二一・四％のところ、生活保護世帯に属する子供の場合は一三・五％です。また、二〇一四年の段階での児童養護施設出身者の大学進学率については、約二割の一・一％、専修学校等については一二・二％というふうになっております。

給付型奨学金制度が創設されることによって、経済的に苦しい家庭の子供たちの進学意欲が高まり、夢やチャンスをつかむきっかけとなることを期待しておりますけれども、まずは、給付対象者を児童養護施設出身者、そして生活保護世帯と非課税世帯に属する子供たちの中で進学を希望する者全員に広げることが私は必要であるというふうに思っております。

大臣、先ほど参考人の質疑、この委員会の中で行いましたけれども、お忙しくて、もしかしたら聞いていなかったと思いますが、先ほど、久波さんという参考人の方が来られていてお話をいたしましたけれども、その中であつたものでこういうのがありました。

これは児童養護施設で過ごされた方のお話でありますけれども、「自分はそもそも「努力をする」というエンジンが備わっていない人間だと思いつながら過ごしています。」と。こんな社会に、本当に日本に夢や希望があると言えるのか、私は本当にこの文章を読みながら涙が出る思いになります。

した。

この方は、努力の向こうに勝利や成功などの対価を得た経験があるから人間は努力をするのだというふうに言っていました。この人は、ただただ本当に助けてほしかった、「本当は、同じ学校のクラスメイトのように、こうした社会問題の存在を意識せずに生活したかった。」「進学したい、何かになりたい、あれをやりたい」、そんな純粋な気持ちをまるつきりそのままだけで叶えられるような生活をしたかった。」というふうにあります。「初めから報われる可能性がないと思いつているから、努力することを思いつきすらしらないですね。」というふうに言っているんです。

こういうことを踏まえた中で、大臣にお伺いをしたいと思うんですけれども、給付型奨学金について、将来的には中間層も含めて対象を拡大していくことが必要であるというふうには私は思っています。まず、少なくとも非課税世帯からの進学者、現在は少なくとも推定約六・一万人を対象にスタートしていくべきであつたというふうに考えますけれども、大臣の御見解をお伺いさせていただきますか。

○松野国務大臣 経済的な理由によって、その生徒の高等教育を受ける機会、学ぶ機会が失われてはならない、このことは委員と私も同じ共通見解であろうというふうに思います。

そして、今回、給付型奨学金を新たに創設したわけですが、同時に、無利子奨学金の成績基準を実質的に撤廃いたしました。このことによって二万人の方が新たに無利子奨学金を利用す

ることができるようになりますし、今まで残存適格者と言われていた皆さんも予算措置によって二・四万人、合わせて無利子奨学金で四・四万人、枠を広げることになりました。

そして、大学授業料の減額を進めておりますし、これは返還の仕方も、卒業した時点においての、そのときの所得に連関して返していくやり方、また、今の返す金額というものに関して、さらに減額の期間を設定できるように施策、こういったものを提案しております。給付型奨学金とこれらの施策をあわせて総合的に利用していただくことによって、相当程度の効果が上げられるものと考えております。

そして、給付型奨学金の将来に向けての拡充をという委員のお話でございますが、まずは、今回初めて制度化された給付型奨学金を着実に実行することによってしっかりと進学の後押しの効果を実証しながら、文科省としては、財源をしっかりと確保しつつ、その施策について拡充を図ってまいります。

○太田（和）委員 大臣がおっしゃるように、本当に少しずつでありますけれども、進歩はしていると思えます。

ただ、この給付額についてもですけれども、国立や私立、通学形態の違い、また対象とならない世帯との公平性を考慮の上、今回、月額二万円から四万円という額を設定したというふうにあります。

この間の委員会なんですけれども、三月十五日の本委員会において、政府参考人からこのような

御答弁がございました。年収二百万未満の世帯の学生で、私立の自宅生であれば、平均毎月約十三万円の支出がある、その中から、家庭からの給付が平均約五万円と、アルバイトの収入で約三万円、合計八万円の収入が見込まれる、この収入差額の残りの五万円を奨学金で賄うのであれば、給付型奨学金三万円と無利子奨学金の二万円で賄うことができる。

さつき大臣がそこでお話をしていたように、なことで、給付型と無利子のものをあわせてやればいいんじゃないかというお話だったんですけども、ただ、よく考えてみると、経済的に苦しい御家庭が、年収二百万未満の御家庭が、どのように暮らしていけば毎月五万円という支出を学費として出すことができるのかと、この試算については本当に大きな疑問が生じます。

大臣にお伺いしたいんですが、経済的に苦しい家庭の子供が、毎月親から五万円の援助を期待するのでしようか、このような状況に置かれた子供も多くは、進学したくても進学を諦めるといふ選択をする可能性の方が高いというふうに私は思うんですけども、大臣、いかがでしょうか。

○松野国務大臣　まず、それぞれの、今、経済的に苦しい状況の中にあるお子さん方の勉学に対する意識をどう喚起し維持するかという委員の問題意識については、私も大変重要な問題意識だというふうに思います。

これは単に高等教育に対しての負担を下げるということではなく、まさに幼児教育から高等学校までの間においても、経済的なさまざまな不安、

学ぶに当たっての不安を取り除きながら、勉強できるといふ環境をつくっていかねばならないというふうに考えておりまして、文部科学省としても、幼児教育の段階的な無償化を推進しているところでありまして、高校生に対しての各種の奨学金等の充実等も図っているところでございます。こういった幼児期からの一貫した教育の家計費負担を低減させていくことをしっかりと進めながら、子供たちが経済的に大変厳しい状況の中にあってもしっかりと勉強し、そして能力と意思がある子に関しては高等教育、学ぶことができるような環境整備に今後もしっかりと努めてまいりたいと考えております。

○太田（和）委員　東京大学の小林教授の資料によりますと、経済的に困難で、給付型奨学金があれば進学する生徒が約二万人いる、先ほどの参考人質疑でもこの資料の中で示されていましたけれども。しかし、現在考えられている給付型の奨学金で、果たしてこの二万人という数を減らすことができるのかというふうに思うんです。給付金額が十分でないため、進学を諦めるか、大学等に通信しながらアルバイトに奔走するなどして本来の学業がおろそかになる可能性というの懸念されま

す。昨年、日本生活協同組合連合会が行った教育費や奨学金制度に関するアンケートの結果を見ても、低所得者層ほどアルバイトに依存し、低成績であるというような分析もなされているわけでありま

す。本当に、十分ではないんですけれども、この制

度の創設を多くの国民が待ち望んでいます。そして、やっと実現するわけでありますから、経済的に困難な方たちを後押しするという政府の本来の目的を果たすことができない事態が起きないように、大臣におかれましては、このことをしっかりと受けとめて、財源の確保により一層努めていただければというふうに思っております。

またさらに、給付額のことについて、もう一つちょっとお伺いをさせていただきたいんですけども、無利子奨学金については、住民非課税家庭の子供たちに対しては成績基準が実質的に撤廃されると大臣の方からお話がありましたけれども、給付型については、十分に満足できる高い学習成績をおさめている者、または、教科以外の学校活動等で大変すぐれた成果をおさめ、おおむね満足できる学習成績をおさめている者といった基準があります。

この高い学習成績、そして、おおむね満足できる学習成績というのはどの程度を想定しているのでしょうか。高いとおおむね満足できるにはどの程度差があるのでしょうか。おおむね満足できるとは、例えば、撤廃されましたけれども、無利子の貸与型奨学金の基準であった評定三・五ぐらいを想定されているのでしょうか。

また、教科以外の学習活動等とは、具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。

本来であれば、こういった基準は法案を審議する段階である程度明確になっておかなければいけないというふうに思います。現段階で想定されている詳細についてお答えいただきたいと思いま

す。

○常磐政府参考人 お答え申し上げます。

私どもの奨学金制度検討チームのまとめ、昨年十二月十九日に出させていた দিয়েおりますけれども、その中で、今お話がございましたように、対象者の選定に当たりましてのガイドラインの考え方として、今御指摘がございましたように、一つは、各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者、もう一つは、教科以外の学校活動等で大変すぐれた成果をおさめ、おおむね満足できる学習成果をおさめている者が示されております。

そして、具体的にどういう水準かということでもございますけれども、おおむね満足できる学習成績といたしましては、高等学校の段階で調査書というものを作成いたしますけれども、その中の学校の成績の概評がおおむねBに該当する、ABC DのBに該当する場合を想定してございます。

これは、現在の無利子奨学金の基準と相当の水準だというふうに理解をしますが、その具体的な基準につきましては、今後、日本学生支援機構が示すガイドラインに基づき、各学校で定める取り扱いとすることになるかというふうに思っております。

それから、もう一点、お尋ねがございました、その際に、教科以外の学校活動等かどうかということもすぐれた成果として考えるのかということもございますけれども、その点については、例えば部活動やボランティア等において顕著な成果をおさめるといふようなことを想定したものでござい

す。

○太田（和）委員 ありがとうございます。

結局は、規模が余りにも小さいため、本来の趣旨から離れた基準を設けているというふうに私は思います。

今、B評定、無利子の貸与奨学金とほぼ同じ程度だというお話があったわけでございますけれども、給付型に対しては、貸与型奨学金対象者よりも経済的に厳しい状況にあるわけですから、基準はむしろ貸与型よりもっと緩やかであるべき、私はそう思っております。

ぜひ、大臣におかれましては、そのことも踏まえてさらに努力をしていただければというふうに思っております。

ちよつと時間がなくなってきましたので、もう一問お伺いをさせていただきます。返還に次いで、学業成績が著しく不良等の場合の返還についてお伺いをさせていただきます。

給付された学生の成績が著しく不良となった場合には、給付を廃止するだけではなく、給付した額の全部または一部を返還させることができるというふうにしておりますけれども、給付廃止はともかくとして、返還まで求めるのは、特に経済的に困難を抱えている家庭の学生に対しては厳し過ぎるのではないかなというふうに私は思いますけれども、大臣の御見解をお伺いさせていただきます。

○松野国務大臣 給付型奨学金制度は、頑張った者が報われる制度となるよう、学生等の努力を促す観点が重要であるとともに、貸与型奨学金以上

に説明責任が問われるものであることから、学業に励まず学業成績が著しく不良となった者については返還を求めることができることとしています。具体的に返還が求められるような場合としては、例えば、正当な理由もなく、これは、交通事故に巻き込まれてけがをして通えなかったとか御病気をされたとか、また家族の介護等に従事する必要があったとか、こういったような正当な理由もなく学業に励まなかった結果、標準的な修業期間で卒業が困難となるのが確定した場合等を想定しているところであります。

なお、学業成績が著しく不良となった場合にも、それに至った事情はさまざまであると考えられることから、返還を求めるかどうかの判断に当たっては、当該事情も十分に踏まえた上で、必要に応じて返還を求めるような運用が行われることが重要であると考えております。

○太田（和）委員 機械的に給付の廃止や返還を迫るのではなくて、可能な限り学業が継続できるように、丁寧な相談対応を行っていくことを機構にもしっかりと指導していただくように要望させていただきます。

次に、最後になりますけれども、返還猶予制度があることを知らない生徒さんがかなりいると思

います。返還猶予制度については最長十年までとなっておりますけれども、私は、減額返還制度と同様に、期限を十五年に延長すべきというふうに考えております。給付型奨学金制度の導入や無利子奨学金の拡充など、前進が図られつつあるのは事実であ

りますけれども、対象となるのはこれから進学する人たちであって、現に返済で苦しんでいる方々の負担が軽減されるわけではないと思います。

この期限の猶予について、ちよつと報道ベースなのでありますけれども、まず事実かどうか。そして、今お話しさせていただいたように、減額返還制度と同様に、事実であるとすれば延長すべきというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○常盤政府参考人 お答え申し上げます。

まず、減額返還制度についてでございますけれども、減額返還制度につきましては、経済的理由により返還が困難となっている者のうち、毎月の返還額を減額すれば返還可能となる者につきまして、一定期間、返還月額を二分の一に減額し、返還期間を延長することによりまして、返還者の負担軽減を図るというものでございます。

この制度につきましては、返還月額を、現在二分の一でございますけれども、例えば、それを三分の一に減額する、そして、より長い期間をかけて返還できる制度へと拡充するというところで検討をしているところでございます。

また一方、返還猶予制度の関係でございますけれども、この返還猶予制度につきましては、卒業後の本人の年収が三百万円以下の場合、申請により返還を猶予しておりまして、猶予の年数制限を従来の五年から十年に延長するという制度の改正を平成二十六年に行つたところでございます。

また、このうち、奨学金申請時に家計支持者の年収が三百万円以下の学生に対しては無期限に猶

予を可能とするということとしております。

今お話ございました制限年数の延長でございますけれども、まずは、平成二十六年に猶予制限年数を十年にいたしましたので、その効果であるとか、あるいは来年度から導入をいたします所得連動返還型の奨学金制度の効果、さらには減額返還制度の拡充の効果、こういうことを十分に把握検証してまいりたいというふうに考えております。

○太田（和）委員 まだまだ聞きたいことがたくさんありますけれども、ちよつと時間がなくなつてしまいましたので、本日はこれで質疑を終了させていただきますというふうに思いますけれども、今回の施行後五年間を経過して見直すというふうになつております。この制度の実施状況や検証結果を、ぜひ大臣には定期的に国会に報告していただきたいということを要望させていただいて、質疑を終了させていただきますと思います。

ありがとうございます。